

「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた 郵便料金に係る制度の在り方」に係る論点(案)

令和6年12月25日
郵便料金政策委員会
事務局

- 本年6月24日、情報通信審議会（郵政政策部会）に、「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」について諮問。郵政政策部会の下に新たに「郵便料金政策委員会」を設置し、これまで、関係事業者からのヒアリング等を実施してきた。

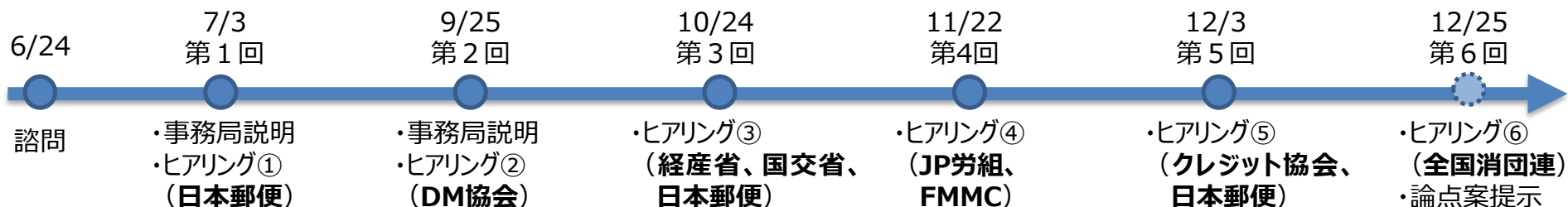
1 背景・趣旨

- 郵便物数の減少や、燃料費等物価の高騰の影響もあり、日本郵便の郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しく、日本郵便は令和6年10月から料金見直しを実施。
- 上述の郵便料金の見直しを行ったとしても、継続的な郵便物数の減少等により、郵便事業の収支の見通しは引き続き厳しく、現行制度の下では、短期間に更なる値上げが必要になる可能性がある。
- このため、今後も郵便事業の安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた上で、郵便料金に係る制度の在り方について検討を行うことが必要。

2 検討項目

- (1) 郵便事業を取り巻く経営環境等が変化する中での郵便料金に係る制度の在り方
- (2) 透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方
- (3) その他必要と考えられる事項

3 これまでの実施状況等



現状

- 郵便法では、郵便料金について、**郵便事業における収支相償**（郵便に関する料金は、**郵便事業**の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない）が求められている。
- 今後も継続的な郵便物数の減少等が見込まれ、本年10月の郵便料金値上げ後も、引き続き郵便事業の収支状況は厳しく、現行制度の下では、短期間に更なる値上げが必要になる可能性がある。

論点（案）（１）－①郵便事業における収支相償について

- 委員からは郵便事業について荷物事業等の**郵便事業以外の収益も含めて支えていくことができないか**との意見があった一方で、日本郵便からは**自由競争である他事業の将来性の観点からそのような制度とすることは厳しい**との意見、また、JP労組からは現行の「**郵便事業の収支**」をもって**料金改定について判断する取扱いを見直す必要はない**といった意見があった。
 - また、委員からは、郵便料金を上げた際の価格弾性値によっては、**郵便料金の値上げはむしろ負のスパイラルに陥ってしまう**と思うため、郵便法第3条について**柔軟な対応が会社の選択肢となるような検討が必要**との意見もあった。
 - この点、現在の郵便法の規定では、郵便事業の収支が赤字の場合には、法律上、郵便料金の引上げが求められる一方で、現在、インターネットやSNSがコミュニケーションツールとして広く利用され、郵便以外にも多くの通信手段が普及していることを踏まえると、**郵便料金の値上げに伴い、利用物数の減少幅が一層大きく拡大することも考えられ(※)、むしろ値上げによって、日本郵便の営業損益にマイナスの影響を与える可能性もある**。
- (※) 令和6年10月1日の料金改定が物数に与える影響については別途、正確な分析が必要であると考える。
- 以上を踏まえ、郵便事業における収支相償の規定について、**見直しの必要性や仮に見直しを検討する場合に考えられ得る方向性**について検討すべきではないか。

【委員からの主な意見等】

- 郵便法で規定されている、郵便単体の収益で郵便ユニバーサルサービスのコストを賄うという点に課題があると考えている。郵便と荷物は一体的に運んでおり、コスト配賦の考え方はあるようだが、荷物等も含めた全ての収益で郵便を支えていくことができないのかと思う。この点について郵便法の改正も含めて検討するべきではないか。
- 郵便法第3条について、会社としての政策判断の余地を残すという観点から、もう少し柔軟に考えてもよいのではないか。郵便料金を上げた際の価格弾性値によっては、郵便料金の値上げはむしろ負のスパイラルに陥ってしまうと思う。そのため、郵便法第3条については見直しを行い、柔軟な対応が会社の選択肢となるような検討が必要ではないか。
- 物流の黒字を郵便分野に流し込むことで賃金改善に影響があることは理解したが、もう少し事業全体を見て判断することも必要ではないか。

【ヒアリング事業者等からの主な意見等】

- 郵便はユニバーサルサービスの責務があることから、郵便法第3条の「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」との規定とともに、現行の「郵便事業の収支」をもって料金改定について判断する取扱いを見直す必要はないと考える。(JP労組)
- 荷物事業は全くの自由競争であり、他の事業者と競争関係にある。従って、荷物事業の収益で郵便事業を賄うことは、荷物事業の将来性という観点から厳しい。(日本郵便)
- 電気事業における規制料金(特定小売供給約款料金)においては、約款認可の際に、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」を審査している(総括原価方式)。(経済産業省)
- 鉄道事業における旅客運賃等においては、上限認可の際に、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうか」を審査している(総括原価方式)。(国土交通省)

現状

- 現行制度では、郵便料金は原則、事前届出制としつつ、**25g以下の定形郵便物について、総務省令（郵便法施行規則）で上限料金を設定**する（あわせて①郵便書簡及び通常葉書の料金は定形郵便物の料金の額のうち最も低いものよりも低廉な料金、②第三種・第四種郵便物の料金は同一重量の第一種郵便物よりも低廉な料金とする）こととしている。なお、第三種・第四種郵便物の料金については認可制となっている。
- 現在の25g以下の定形郵便物の料金は、総務省令で定める上限額に張り付いており、この料金を改定しようとする場合、料金変更届出に先立ち、総務省令の改正手続が必要となる。

論点（案）（1）－② 料金に係る規制等について

- 大口利用者の業界団体等からは、**一度に大幅な値上げではなく、段階的かつ小幅な値上げ**を求める意見があった。また、委員からも、**一気に値上げすることに納得がいかない消費者も多い**という意見や、**急激な料金値上げが企業のデジタル化の判断を後押しする要因になっている**という意見等があった。
- 加えて、JP労組や日本郵便からは、**簡便に料金改定を行うことのできるスキーム**や日本郵便が**主体的かつ機動的な料金改定を行えるような見直し**を求める意見があった。
- この点、25g以下の定形郵便物の上限料金を定める総務省令の改正には、その必要性の検討も含め、一定の時間を要しているのが現状。
- また、委員から、料金規制の在り方として、総括原価方式や各種インセンティブ規制方式等どのようなものがよいかは今後の議論という意見の一方で、特に欧州で導入が進んでいる**プライスカップ規制**については、**X値（いわゆる生産性向上見込率）の算定手続が困難**であることが示され、**上限料金の運用については簡素化した手続が望ましいのではないか**といった意見があった。
- なお、前述のとおり、郵便料金の値上げはむしろ負のスパイラルに陥ってしまうとの意見があったことにも留意が必要であり、委員からは、郵便料金を頻繁に見直すような場合には、**効率化努力も徹底して行う必要がある**との意見もあった。
- 以上を踏まえ、郵便料金の設定に当たり、**より主体的・機動的に対応可能な制度へ見直してはいかか**。なお、その手法の検討に当たっては、**利用者保護の観点や、手続の実行性の確保、効率化努力の徹底を求める**といった**不必要な値上げを抑制する仕組み**について留意が必要ではないか。

【委員からの主な意見等】

- なぜもう少し細かく、少しずつ値上げしてこなかったのか疑問。一気に値上げすることは消費者にとってはインパクトが大きく、何となく納得がいかない方が多いのが現状。
- 小幅な値上げではなく急激に料金が上がった場合、郵便を利用する企業側としては予算の制約があり、デジタル化を進めるという経営判断の1つの大きな理由になるという事業者等からの意見は全くそのとおりであり、委員会において料金の設定の柔軟性、あるいは手続の簡素化に向けた議論を行うに当たり参考となる。
- 料金規制の在り方として、総括原価方式がよいのか、プライスカップやレベニューキャップを含むインセンティブ規制方式がよいのか、ハイブリッド的なものがよいのかは今後の議論次第。
- 欧州ではプライスカップの導入が進んでいるが、プライスカップについては、X値の算定というややこしい手続があり、日本の電気通信のプライスカップ規制についてはデータの入手制約が非常に大きく難儀した。これを踏まえると、上限価格の運用についてはかなり簡素化した手続で上限を設けるということをしていかないと自縄自縛になるのではないかと感じる。何らかの形で、上限以下の料金については日本郵便の経営判断の下で料金改定ができるような仕掛けを考えていかなければいけないということについては、最善の協力をしたい。
- 郵便料金を上げた際の価格弾性値によっては、郵便料金の値上げはむしろ負のスパイラルに陥ってしまうと思う。<再掲>
- 郵便料金を頻繁に見直す場合には、効率化努力も徹底して行っていただくことになると理解している。どのようにコスト削減に努めるかは、算定基準等の議論を詳細に詰めていく中で議論していくということになるのだろう。

【ヒアリング事業者等からの主な意見等】

- 一度に大幅な値上げでは対応に苦慮するため、頻度が高くても一度の値上げを小幅にとどめられるような料金制度の柔軟化、簡素化をお願いしたい。(DM協会)
- 料金改定の際、事業者への影響も考慮した段階的な引き上げ及び小幅な引き上げを検討いただきたい。(クレジット協会)
- 賃金や物価の上昇及び郵便の減少は継続していく見通しにあることから、頻繁に値上げを行うことも視野に入れ、必要な人件費を中心とした費用の適正な計上と、簡便に料金改定を行うことのできるスキームへと見直す必要があるのではないか。(JP労組)
- 業務効率化を前提にしつつも、人件費の増加と物価の上昇を組み込んだ算定方法により、機動的かつ経営判断を踏まえた主体的な料金改定ができるようにしていただきたい。(日本郵便)

現状

- 郵便料金については、現在、明確な算定基準等が存在しておらず、物価問題関係閣僚会議等において、次回の改定までに、郵便料金制度の見直しの検討結果も踏まえ、算定基準等を作成するよう求められている。
- 他の公共料金制度（鉄道や電気）においては、予め作成された算定基準等に基づいて、認可を行っている。

論点（案）（２）算定基準等

- 当該検討項目については、検討項目（１）の方向性を受けて具体的に検討することとなるが、委員からは、今の郵便事業収支の計算方法に基づきつつ、様々な要素を加味して考えるものではないかといった意見があった。
- また、委員からは適正な原価について明らかにすることが必要であるとの意見もあり、能率的な経営を図ったうえでの必要最低限の原価とは何か、現在の郵便事業収支の計算方法も参考に、原価に含める費用項目の範囲や、荷物事業等との配賦計算の適正性等について考え方を整理する必要があるのではないかと。
- 加えて、原価における人件費や物価の上昇については、ヒアリング事業者等からも適切な反映を求める意見があり、公的な統計データの活用の可能性等も含め、検討を行う必要があるのではないかと。
- 一方で、前述のとおり、委員からは、郵便料金を頻繁に見直すような場合には、効率化努力も徹底して行う必要がある旨の意見があり、あわせて、コスト削減努力は算定基準等の中で議論していくとの意見もあったところ、一定の費用効率化の取組みを算定基準等に組み込むこと等が必要ではないかと。
- いずれにしても、算定基準等の具体的な方向性の検討については、検討項目（１）の方向性を受け、改めて行うこととしてはいかがかと。

【委員からの主な意見等】

- 算定基準については、今の郵便事業収支の計算方法に基づきつつ、様々な要素を加味して考えるものかと思う。
- 現状、料金の設定について「適正な原価・適正な利潤」という定性的な規定にとどまっている中で、原価の範囲、配賦計算等を含め適正な原価の考え方について明らかにしないといけないと認識した。
- 事業相互間のコスト配分の適正化をどのように図るかが重要。
- 郵便ユニバーサルサービスと自由化されているサービスのコストを明確化することは必要。事業者にとこまでのデータの用意・整備を求めるかも1つの論点。
- 現行制度において定形郵便物の上限料金を定める際に勘案する「国民の負担能力」の在り方について、これを機に明確にされた方がいいのではないか。
- 日本郵便はあくまでも民間企業であるため、人件費のベンチマークとして人事院勧告を使うことに対してはやや懸念がある。
- 適正な原価や報酬率については、過去を参照することが必ずしも合理的でないこともある。例えば、昨今の賃上げについてはフォワードルッキングで考えていけない部分があると思う。
- 郵便料金を頻繁に見直す場合には、効率化努力も徹底して行っていくことになると理解している。どのようにコスト削減に努めるかは、算定基準等の議論を詳細に詰めていく中で議論していくということになるのだろう。〈再掲〉
- 経営効率化をどこまで求めていくかというのは重要なポイント。他の公共料金規制でも同様に問われている。

【ヒアリング事業者等からの主な意見等】

- 費用の大宗を占める人件費について、郵便事業はユニバーサルサービスであることから、客観的かつ合理的な費用計上をもって料金設定に反映すべきであり、毎年的人事院勧告の内容（一時金支給月数含む）と最低賃金をふまえた変動分を計上し、郵便事業の収支が黒字となる料金へと改定を行うスキームとすることが適当ではないかと考える。（JP労組）
- どこまでの料金改定が許容されるのか、予見可能性ができるだけ確保されるものとしていただきたい。値上げの上限については、賃金や物価の上昇率等を反映した算定式により算出されるものとしていただきたい。（日本郵便）

現状

- 民間事業者による信書の送達に関する法律（信書便法）の施行以来、25g以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、25g以下の定形郵便物の料金と同額を上限額としてきたところ。

論点（案）（3）一般信書便役務に関する料金規制について

- 委員からは、一般信書便事業者に上限料金規制を課すことについては検討の余地がある等の意見があった。
- そのため、検討項目（1）の方向性、日本郵便と同額の上限料金規制により赤字での新規参入が強要され得ること、新規参入事業者に対する上限料金規制の要否等を踏まえ、一般信書便役務に関する料金規制の見直しについて、検討を行う必要があるのではないか。

【委員からの主な意見等】

- 一般信書便事業者に上限料金規制を課すということについては検討の余地があるのではないか。
- なぜ非対称規制にして、新規参入事業者には上限料金規制をかけないということではいけないのか。
- 日本郵便と同額の上限料金規制では、赤字での参入を新規事業者に強要することになっていないか。
- 「利用者の選択の機会の拡大」という法目的に鑑みると、今の制度を前提として議論するのは無理があるのではないか。また、一般信書便事業者について今まで参入実績がないが、参入条件について見直す機会ではあるのではないか。

郵便サービスの持続的な提供に向けた今後の検討課題

- 委員やヒアリング事業者等からは、以下のとおり、郵便料金に係る制度の在り方にとどまらない、郵便サービスの在り方や公的支援の要否、サービス水準やサービス対象等の見直しといった点についても意見があった。
- これらについては、本委員会の直接の検討項目ではないものの、郵便サービスの持続的な提供に向け、今後の検討課題とすべきではないか。

【委員からの主な意見等】

- 郵便ユニバーサルサービスとして本当に全てのサービスが必要なのかどうか、配達回数等の議論を含め、様々な選択肢を分析する必要がある。また、郵便ユニバーサルサービスの考え方自体を国全体で考えていかなければならないのではないかなと思う。
- サービスレベルを維持しながらコスト増加分を適切に郵便料金に反映できればよいが、現状を踏まえると人件費の増加分を全て郵便料金に賦課していくのは難しい。今後の議論だとは思いますが、何らかの形でサービスレベルの見直しの議論に踏み込まないといけないのではないかなと思う。
- 人の手だけでは限界があるのなら、ドローンの実装や、コンビニと連携し受取人に取りに来てもらうシステムといったことも考えていけない。ただ単に郵便料金を上げればよいという段階ではないのではないかなと思う。
- 公的な財政支援については、郵便ユニバーサルサービスの見直しを含めたコストの分析と、「適正な利潤」の定義づけを含めた十分な議論をした上で議論されるべきであり、その意味では多少時間を要する議論になるのではないかな。
- 公的資金による支援をストレートに主張するだけでなく、価格やサービスの質に選択肢を設ける等、できる範囲で他に何か方策がないのかということ、みんなで議論していけるように考えていただきたいと思います。
- 第三種・第四種郵便物について、通信教育や種苗、学術刊行物等については過去の議論をスタートラインとして検討を進めるべき。また、まず可能な範囲で赤字を回避していく料金値上げをするのが一番現実的な選択肢だと感じた。

【ヒアリング事業者等からの主な意見等】

- 郵便のユニバーサルサービスについて、諸外国の事例等も参考にした財政的な支援の可能性等を検討していただきたい。（日本郵便）
- 付帯サービスのラインナップや特殊料金の設定の在り方等について、戦略的な見直しが必要。特に商品サービスについては、整理（廃止・統合等）が必要。（JP労組）
- 第三種・第四種郵便物の今日的必要性等も検証しつつ（心身障がい者のための郵便は引き続き低廉な料金設定とするべき）、そのコスト負担の在り方等について検討が必要だと考える。（JP労組）
- 第三種郵便物及び第四種郵便物について、「必要性・妥当性の確認・検証」及び「費用負担の在り方」（「制度の趣旨に反しない範囲（の値上げ）」の明確化を含む。）等の課題について、改めて検討をお願いしたい。（日本郵便）
- 切手については、①利用者がストックしている分の利用が料金改定にあたり収支に及ぼす影響、②頻繁に値上げを行う場合に生じるロジ負担、③特殊切手の在り方等と併せて判断する必要があるが、「無額面切手」の導入を検討するべきだと考える。（JP労組）

日本郵便のサービス等に関する意見

- ヒアリング事業者等からは、現在の郵便料金について、大口の事業者向けに郵便利用を促進するような、割引料金や特別料金の改善・拡充等についても意見があったところ。
今後、郵便物数の減少が見込まれる中、日本郵便においては、収益改善の観点から、利用者ニーズを適切に把握していくことは重要であると考えられる。
- また、郵便料金の改定に当たって、正式な発表から実施までの十分な時間設定を求める意見もあった。
引き続き、日本郵便において、郵便料金の改定が社会に与える影響にも鑑み、十分な周知・広報を検討していくことが重要であると考えられる。

【ヒアリング事業者等からの主な意見等】

- 広告郵便について、市場ニーズも踏まえ、使い勝手の良いものに改善し、大口の郵便利用を促進すべき。(DM協会)
- 料金値上げ発表から実施までの期間が短い場合、対応に苦慮するため、料金改定の公式発表から実際の変更までの十分な時間設定をいただきたい。なお、具体的にどの程度の期間が適当かということは一概には申し上げられない。(クレジット協会)
- 通数に応じた事業者向けの割引プランや特別料金の拡充についても検討いただきたい。(クレジット協会)